

「国民の保護に関する基本指針」の変更 及び指定行政機関の国民保護計画の作成、変更

- 平成21年11月6日の閣議において、「国民の保護に関する基本指針」の変更を決定するとともに、指定行政機関のうち内閣府、消費者庁、厚生労働省、海上保安庁及び防衛省の国民保護計画の作成及び変更について内閣総理大臣として「異議がない」旨を決定。
- 政府としては、国民保護施策を効果的に実施していくため、基本指針、国民保護計画等の適切な見直しを今後とも実施。

- ・ 政府においては、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における国民保護施策を効果的に実施していくため、関係省庁の所管法令、制度の改正内容を国民保護法に基づく「国民の保護に関する基本指針」及び指定行政機関の国民保護計画に適時適切に反映させることとしている。
- ・ 内閣総理大臣は、基本指針の変更にあたっては閣議の決定を求め、決定があったときは国会に報告することとされている。本年度は、消費者庁の発足等に伴う所要の改正を行うため、基本指針変更の閣議決定を行った。
- ・ 指定行政機関（各省庁）の長は、国民保護計画の作成及び変更にあたっては、原則として、総理大臣に協議を行うこととされている。本年度については、内閣府、消費者庁、厚生労働省、海上保安庁及び防衛省から計画の作成及び変更に関する協議を受け、その内容について問題がないことから、内閣総理大臣として「異議がない」旨の閣議決定を行った。

【本件連絡先】 内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付
内閣参事官 滝川 伸輔 電話 03-3581-8926

平成21年度の国民の保護に関する基本指針の変更 及び指定行政機関の国民保護計画の作成、変更の主な内容

1 基本指針の変更

消費者庁の役割（※）を記述（平成21年9月1日発足）。

※ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置。従前は、内閣府が所管

2 指定行政機関の国民保護計画の変更

（1）内閣府及び消費者庁

- ・ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置を内閣府から消費者庁に移管することに伴う記述の変更

（2）厚生労働省

- ・ 組織改編に伴う業務の追加

（3）海上保安庁

- ・ 合同対策協議会に職員を出席させること及び現地調整所に職員を派遣することの記述を追加

（4）防衛省

- ・ 合同対策協議会に職員を出席させること及び現地調整所に隊員を派遣することの記述を追加